# 2 成年年齢の引下げを見据えた学校教育と連携した消費者教育プロジェクト

## 1.プロジェクトの概要

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する 状況を踏まえ、若年層へ学校教育と連携した消費者教育を進める。

高等学校における出前講座の重点実施に向けた働きかけを行うとともに、専門学校、大学と連携した取組みに着手する。

## 2. 実施主体

熊本県消費者行政推進本部幹事会消費者教育部会(事務局:消費生活課) 市町村、各学校

#### 3.施策・事業

(1)学校における消費者教育の実施(高校以下)

消費者教育の実施

- a. 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における学習指導要領に基づく消費者教育の実施
- b. 学校におけるくまもと「親の学び」プログラム(次世代編)の実施
- c. 私立学校における消費者教育の支援・助成

| 拡充 d. 金融広報委員会金融広報アドバイザー・消費生活相談員による出前講 座の実施

#### 拡充

情報提供

消費生活課から私学振興課、教育委員会を通じて各学校へ情報提供

a. 副教材の情報提供

金融広報委員会ポータルサイト「知るぽると」及び消費者庁ポータルサイト(作成済教材及び作成の動き)の情報提供

- b. 教職員への若者の消費者被害情報提供
  - ・県消費生活センターが作成するトラブル注意報の提供
  - ・県消費生活課HPへ国民生活センターのHPをリンクし情報提供

県青少年条例によるフィルタリングの実施

消費者教育の担い手の育成

教育センターにおける教職員への研修実施

(2) 専修学校・各種学校、大学における消費者教育の実施

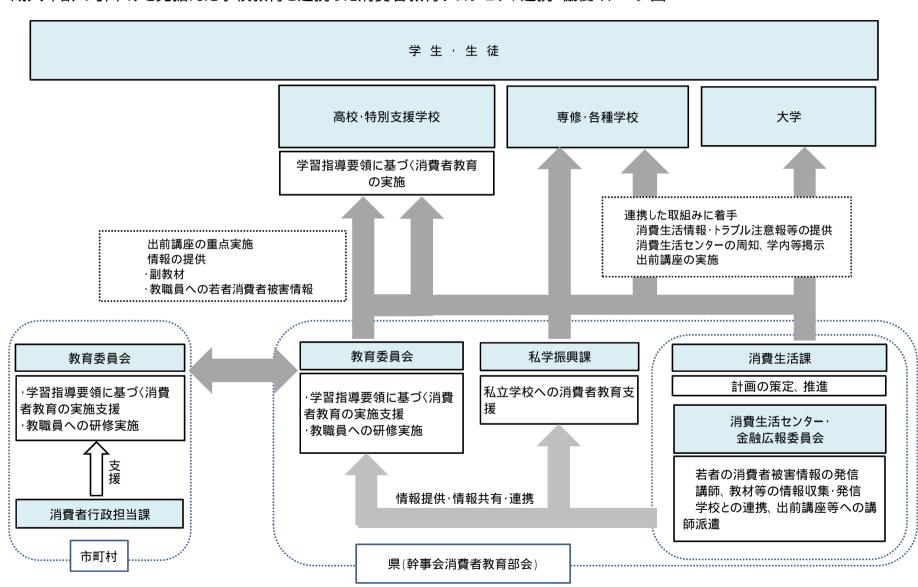
新 学生への情報提供

- ・消費生活センターの周知・学内等への掲示
- ・県消費生活センターが作成する消費生活情報・消費者トラブル注意報等の提供
- ・県消費生活課HPへ国民生活センターのHPをリンクし情報提供 消費者教育の実施

# 専修学校・各種学校、大学における出前講座の実施

- 4. 概ね3か年で到達すべき目標(KPI)
  - (1) 高校における出前講座実施校数 <参考>学校等における H28 年度実績 小学校 4 校、中学校 1 校、県立高校等 8 校、私立高校 2 校、専門 学校 1 校、大学 1 0 校
  - (2) 若者の被害回復率
  - (3) 大学・専門学校における消費生活センター及び被害情報等の掲示率
- 5.連携・協働のイメージ図(次頁参照)

# <成人年齢の引下げを見据えた学校教育と連携した消費者教育プロジェクト連携・協働イメージ図>



## 3.地域における高齢者等の見守り応援プロジェクト

#### 1. プロジェクトの概要

地域の関係者のネットワークを活用し、高齢者、障がい者等の消費者被害の未 然防止と救済を図るため、見守りネットワーク未構築の町村における構築を推進 する。

さらに、市町村の見守リネットワークを発展させ、個人情報の共有も認められている法定協議会「消費者安全確保地域協議会」の移行を推進する。

#### 2. 実施主体及び関係団体

#### (1) 実施主体

(仮称)熊本県消費者安全確保地域協議会(事務局:消費生活課) 市町村

## (2)関係団体

県警、社会福祉協議会、老人会、地域包括支援センター等関係団体

#### 3.施策・事業

### (1)推進体制の整備

(「)推進体制の整備 「新」「仮称)熊本県消費者安全確保地域協議会の設置

拡充 見守リネットワーク未構築町村における構築支援

新 市町村の見守りネットワークの消費者安全確保地域協議会移行の支援

# 新 (2)(仮称)熊本県消費者安全確保地域協議会の取組み

被害情報、各機関の被害防止の取組を共有・協議 市町村の消費者安全確保地域協議会への移行支援 情報提供

- ・消費者トラブルに関する消費者被害情報及び対策を情報提供
- ・市町村の先進事例等について市町村間交流や研修会を通じ他の市町村へ情報提供

人材の育成

- ・県の消費生活相談サポーター養成講座、県・市消費生活センターの出前講座により、地域の見守り活動のリーダーを育成 人材の活用促進
- ・消費生活相談サポーターの活用に向けた市町村への働き掛けや、サポーターに対するフォローアップ(情報提供)

# <u> |新(3)市町村消費者安全確保地域協議会の取組み</u>

構成員間で必要な情報を交換、協議を実施 高齢者等及び構成員への情報提供

- ・市町村の情報基盤や自治会ルート等により、高齢者等に情報提供 構成員の活動
- ・高齢者等の消費生活上、特に配慮を要する消費者の見守り
- ・消費生活相談窓口へのつなぎ

- 4. 概ね3か年で到達すべき目標(KPI)
  - (1) 全市町村で見守りネットワークを設置
  - (2) 複数の市町村で消費者安全確保地域協議会を設置
  - (3) 高齢者の被害回復率
- 5 連携・協働のイメージ図(次頁参照)

# <地域における高齢者等の見守り応援プロジェクト連携・協働イメージ図>

○消費者安全確保地域協議会における地域連携イメージ

